

[事案 2025-76] 新契約取消請求

・令和8年3月24日 裁定不調

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

代理店の募集人の説明不足を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和5年6月に代理店を通じて契約した2件の特定疾病保障保険について、以下の理由により、既払込保険料を返してほしい。

- (1) 契約前に、保険料を全額損金として計上でき、掛け金が将来退職金として受け取れることを要望したのに、本契約の確認書類には、保険料の損金算入等による法人税額の圧縮を主たる目的とする保険加入ではないこと等の記載があり、要望と異なる商品であった。また、この確認書類の説明も代理店の募集人からなされておらず、サインもしていない。
- (2) 契約前に積立式の保険を要望していたが、代理店の募集人は、本契約は積立式ではないと主張し、保険会社のヒアリングの際に、保険加入時に「積立」という表現は一切していないと主張している。しかし、保険会社、代理店の募集人との三者面談の際に、募集人に再度商品の説明を促すと「積立式」「積み上がっていく」という言葉を使用している。代理店の募集人の説明は誤解を与える表現が多く、誤解したまま加入させられた。
- (3) 契約前に、令和6年以降は減額もありうると代理店の募集人に伝えていた。令和6年の減額の際も、本契約は積立式であり減額も可能であるという認識のもと、保険料が積み上がっているため特に不利な状況があるとは考えていなかった。しかし、本契約は積立式ではないため、一度減額してしまうと解約返戻金が戻される商品で、初年度での減額の場合は積立金額が0円とのことであった。この点についてメールでは一切説明されていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 代理店の募集人は契約前に確認書類の説明はしており、申立人はこれにサインしている。募集人は、保険料の全額を経費計上できる前提であれば、原則として解約返戻金は払込保険料の半額以下となるので、それを退職金や設備投資の費用に役立てられると説明した。
- (2) 代理店の募集人は、募集時に「積立」という表現は使用していない。
- (3) 本契約について、初年度に減額した場合には当該減額部分にかかる解約返戻金が0円であることは事実であるが、その後将来にわたって解約返戻金が0円であるわけではない。初年度の解約の場合、解約返戻金が0円であることは設計書にも記載がある。なお、代理店の募集人は契約前に翌年減額するかもしれないという話は聞いていない。同募集人は、減額時に減額の詳細についての説明をしているし、三者面談においてもこれを明確に説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の説明状況等を把握するため、申立人代表者および代理店の募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾するとの回答を得られなかったため、手続を終了した。

- (1) 代理店の募集人の事情聴取によれば、同募集人は本契約について、「退職金として活用できる」という動機での加入であったことや、令和6年以降に減額がありうるということ自体は契約時に認識していたため、令和6年以降に減額をすることのリスク、具体的には、減額が契約の一部解約を伴うものであること、返戻率がゼロである2年目に減額をすることにより解約返戻金も0円となることを、契約前に丁寧に説明すべきであった。
- (2) 実際の令和6年の減額手続の際にも、代理店の募集人は「退職金として活用できる」という動機での加入であったことを認識していたため、メールの添付資料による説明だけでなく、申立人代表者と面談をするなどの方法で、減額のリスクを丁寧に説明するという配慮をすべきであった。